

資料編

資料編【現況調査資料】

1 三浦市のみどりの概況

(1) 地理的条件及び社会的条件の概要

位置

- ・本市は、神奈川県南東部・三浦半島の最南端に位置し、東京都中心部から 60km、横浜から 30 km 余の距離にあります。
- ・市域は東西 6.8 km、南北 9.4 km、都市計画区域の告示面積は 3,144ha です。



三浦市の位置

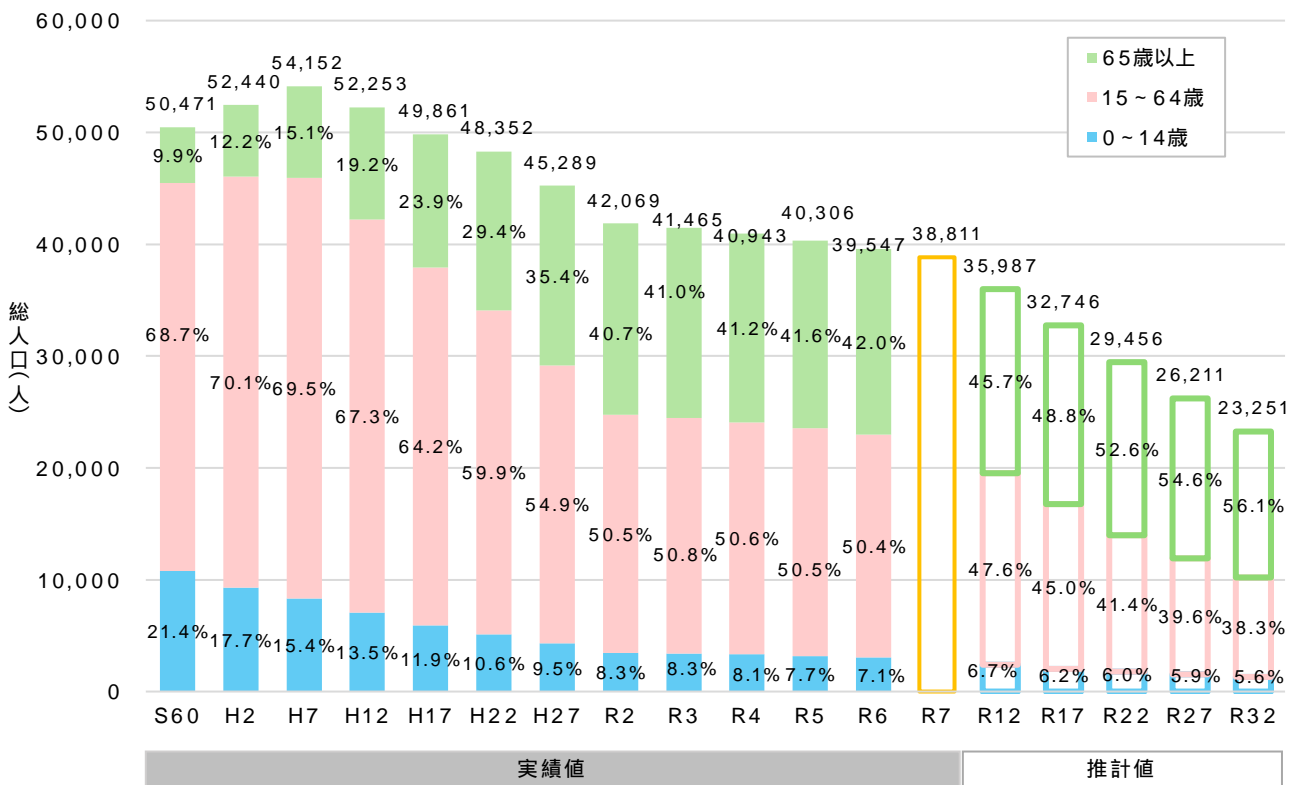


歴史

- ・本市は、旧石器時代・縄文・弥生・古墳各時代の遺跡が台地上に広く分布しています。
- ・鎌倉時代初期には、和田義盛をはじめとする三浦一族が活躍しました。また、この時代は三崎に桜、椿、桃の三つの御所が開かれ、源頼朝をはじめとして多くの要人が来遊しました。
- ・江戸時代には港町としてにぎわい、次第に漁港としての整備が進められ、これが後の遠洋漁業基地としての都市形成の基礎となりました。
- ・近代に入ると、国防拠点、三崎マグロをはじめとする水産基地・海洋研究の場となったほか、良好な自然環境や海岸線の港湾としての資質を活かして、保養の地、海洋レジャーの基地としてマリナー、別荘地、水族館等の整備が進みました。また、台地上は畑地の整備が順次進められ、三浦ダイコン等の産地として、首都圏の一大農業生産拠点が形成されました。
- ・現在の本市は昭和 30(1955)年 1 月 1 日に三崎町、南下浦町、初声村が合併して誕生しました。
- ・農業生産が引き続き盛んな中、京浜急行電鉄久里浜線の延伸に伴い、三浦海岸駅や三崎口駅が開設され、駅周辺で市街化が進行し、みどりとベッドタウンが共存する都市として発展しました。
- ・平成 23(2011)年に三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）が開設され、現在まで市内唯一の運動公園として市民に親しまれています。
- ・平成 26(2014)年には、アカテガニをはじめ多くの生きものが棲んでいる小網代の森の一般開放が開始されました。さらに、令和元(2019)年に三浦市民交流センター(ニナイテ)内に小網代の森インフォメーションスペースが開設され、多くの方が訪れるようになりました。
- ・令和 2(2020)年には、宮川公園内の風車再設置に合わせ、令和 32(2050)年に二酸化炭素実質ゼロを目指し「ゼロカーボンシティみうら」を宣言しました。
- ・同じく令和 2(2020)年には三浦縦貫道路が初声町高円坊まで開通し、三浦市までのアクセスが向上しました。
- ・近年は人口の減少傾向が続く一方で、75 歳以上の方は令和 12(2030)年まで増加が見込まれており、少子高齢化が課題となっています。

人口

- ・令和 7 (2025) 年の本市の総人口は 38,811 人です。平成 7 (1995) 年をピークに人口は減少傾向にあります。
- ・年齢別にみると、近年は年少人口に対して高齢者人口の割合が高く、少子高齢化が進行しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は更に人口減少と高齢化が進行し、令和 27(2045)年には 26,211 人まで減少、高齢化率は 54.6%へ増大するとされています。



年齢別人口と世帯数の推移

資料：国勢調査（S30～R2）、三浦市統計（R3～R7）

国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）（R12～R32）

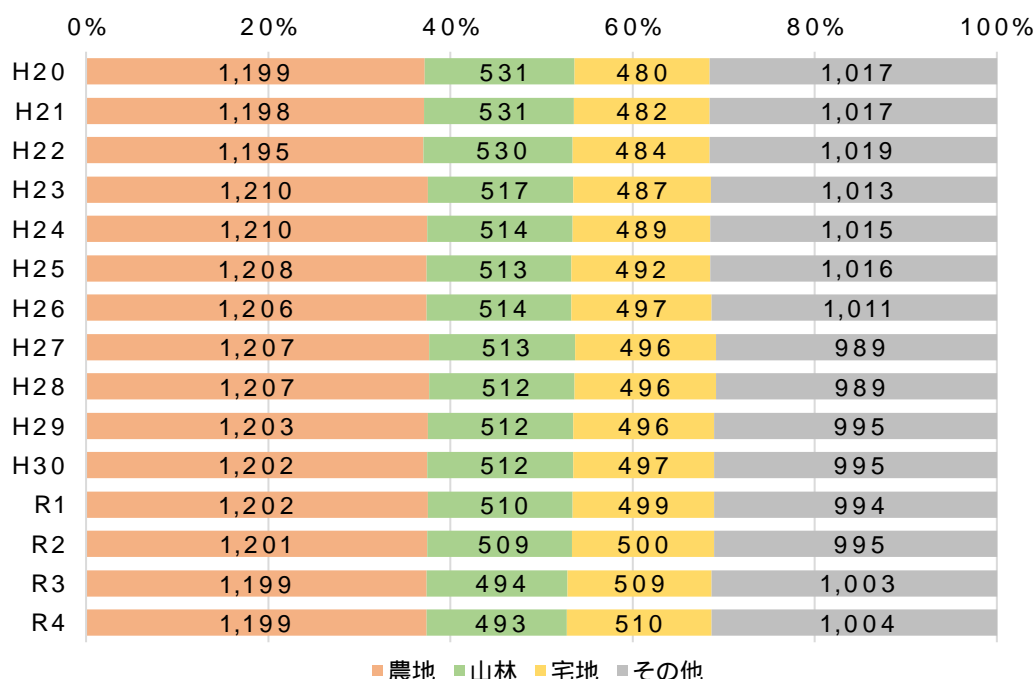
割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはなりません。

土地利用

- ・本市の都市計画区域面積は 3,144ha（令和 7（2025）年 11 月現在）です。市街化区域はおよそ 729ha で都市計画区域の約 23.2%です。
- ・前計画策定時と比較し、市街化区域が 66ha 程度減少しています。これは、小網代の森のエリアを市街化区域から市街化調整区域へと編入し、みどりの保全を図ったためです。
- ・地目別土地利用をみると、農地と山林が市域の 50%以上を占めています。
- ・区域区分別の土地利用をみると、市街化区域内では、住宅地が約 3 割、山林が 1 割程度となっています。
- ・市街化調整区域では、農地が 5 割以上、山林を含む自然的土地利用がおよそ 8 割を占めており、台地を中心に独特の農地景観が広がっています。

土地利用の推移

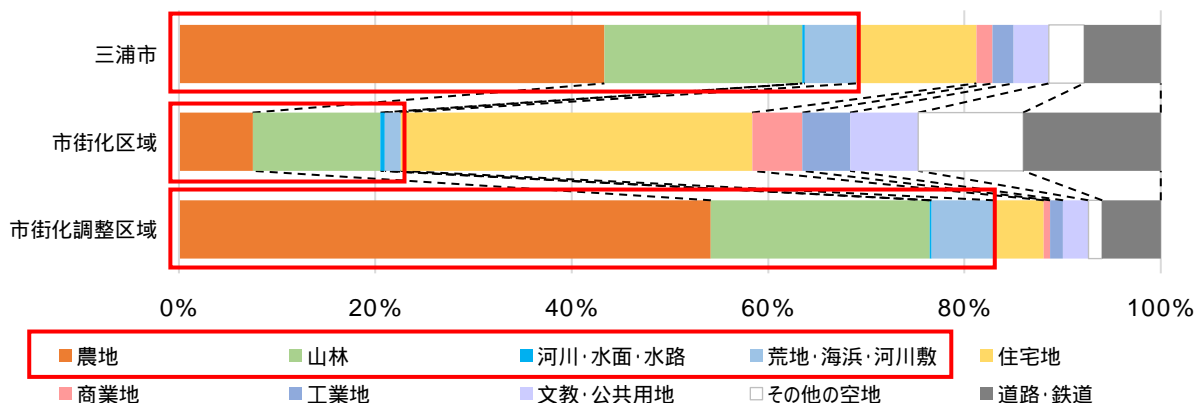
(ha)



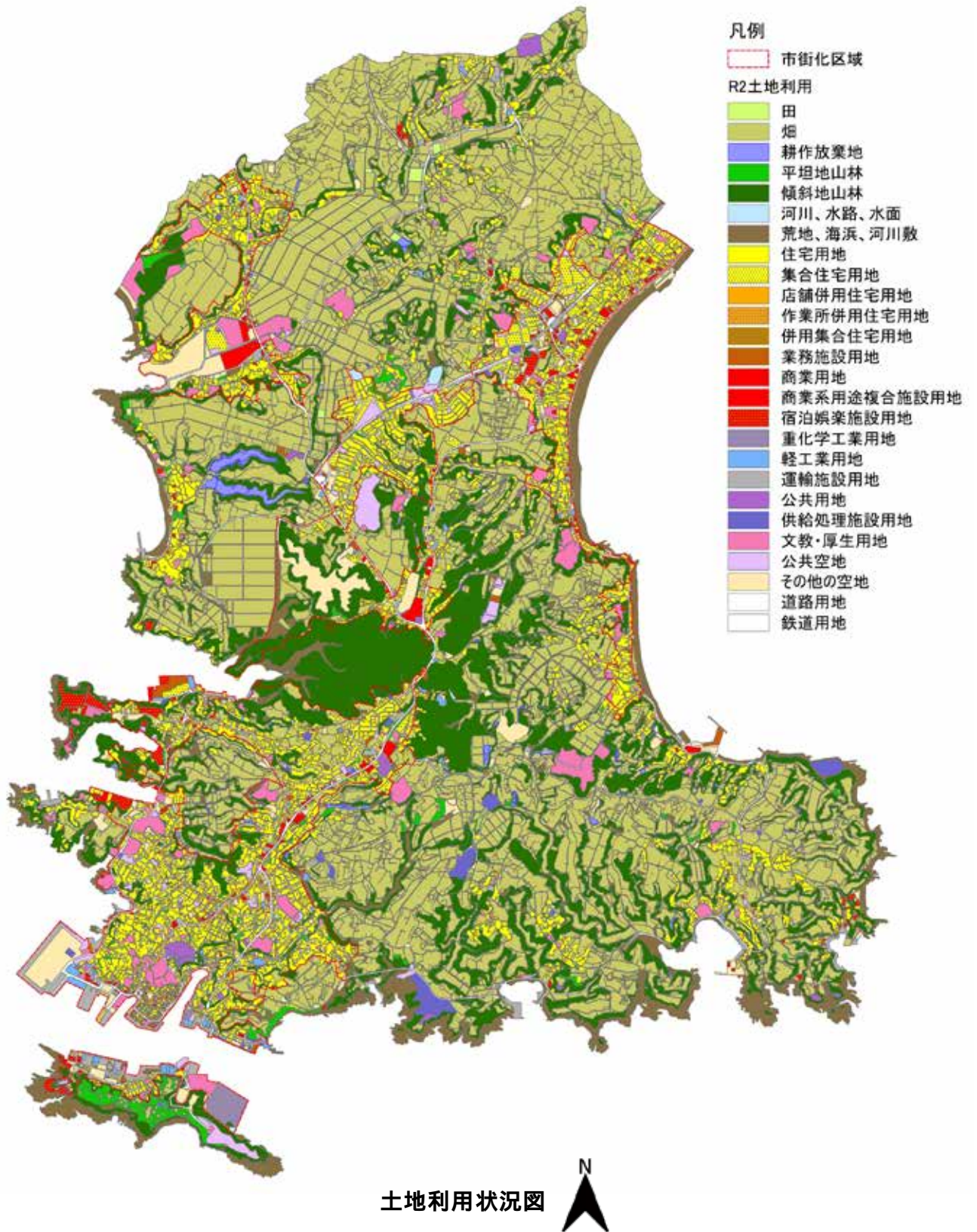
■ 農地 ■ 山林 ■ 宅地 ■ その他

資料：固定資産概要調査 合計面積は市域面積と一致しません。

区域区分別土地利用の割合



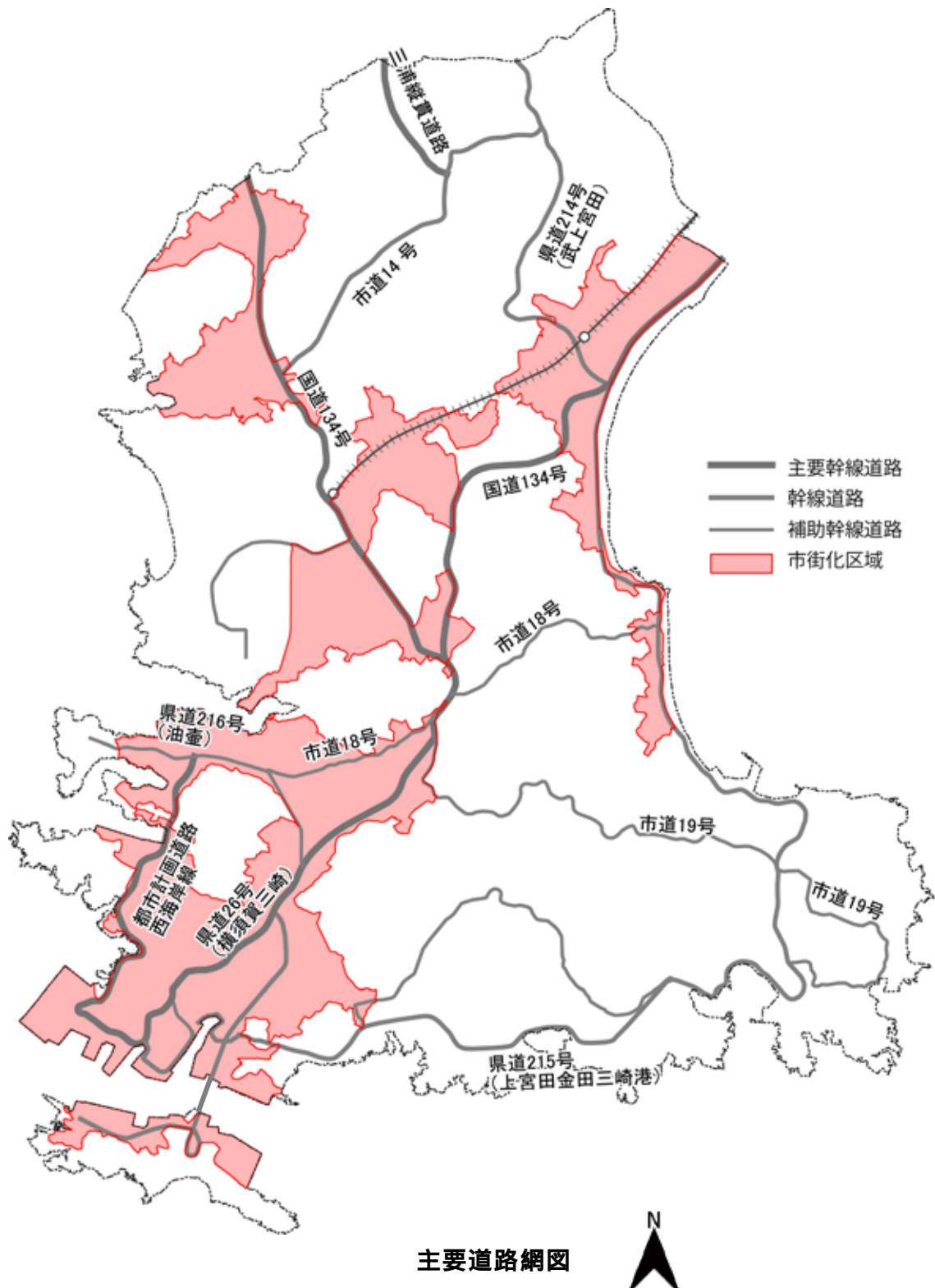
赤枠が自然的土地利用



資料：R2都市計画基礎調査

道路網

- ・市内には、国道134号、県道26号（横須賀三崎）及び都市計画道路西海岸線の整備済区間（市道35号）といった主要幹線道路があります。また、県道214号（武上宮田）、県道215号（上宮田金田三崎港）、県道216号（油壺）及び市道14号といった幹線道路があります。
- ・令和2（2020）年には、県事業の三浦縦貫道路が延伸し、交通状況が改善しました。



(2) みどりと自然環境

地 形

- ・本市は三浦半島の南端に位置し、 劔崎を境に市域の東側は東京湾（浦賀水道）、南側及び西側は相模湾（相模灘）に面し、三面が海に囲まれています。
このことは、三浦の温暖な気候にも大きく関わっていると考えられます。
- ・地形を全体的に見ると、横須賀、武山方面から続く、なだらかな台地とそれを刻むたくさんの小さな谷戸から形成されています。
- ・地質的特徴としては、本市一帯は、太古の昔、海底で堆積した地層が隆起し、さらに波などによる浸食、堆積を重ねるなどでできた海岸段丘によって形成されていることです。土地の隆起によって陸地になってからも、火山灰の堆積（関東ローム層）がなされるなど、地学的様々な作用を受け、今日の地形が形成されてきたと考えられます。
- ・狭い湾や入江が複雑に入り組んだ油壺、諸磯海岸。比較的長い砂浜の三浦海岸や長浜海岸、三戸浜。江奈湾や小網代湾の干潟。毘沙門や松輪の岩礁海岸等の多様な景観がみられます。



毘沙門海岸



三戸浜



土地状況図



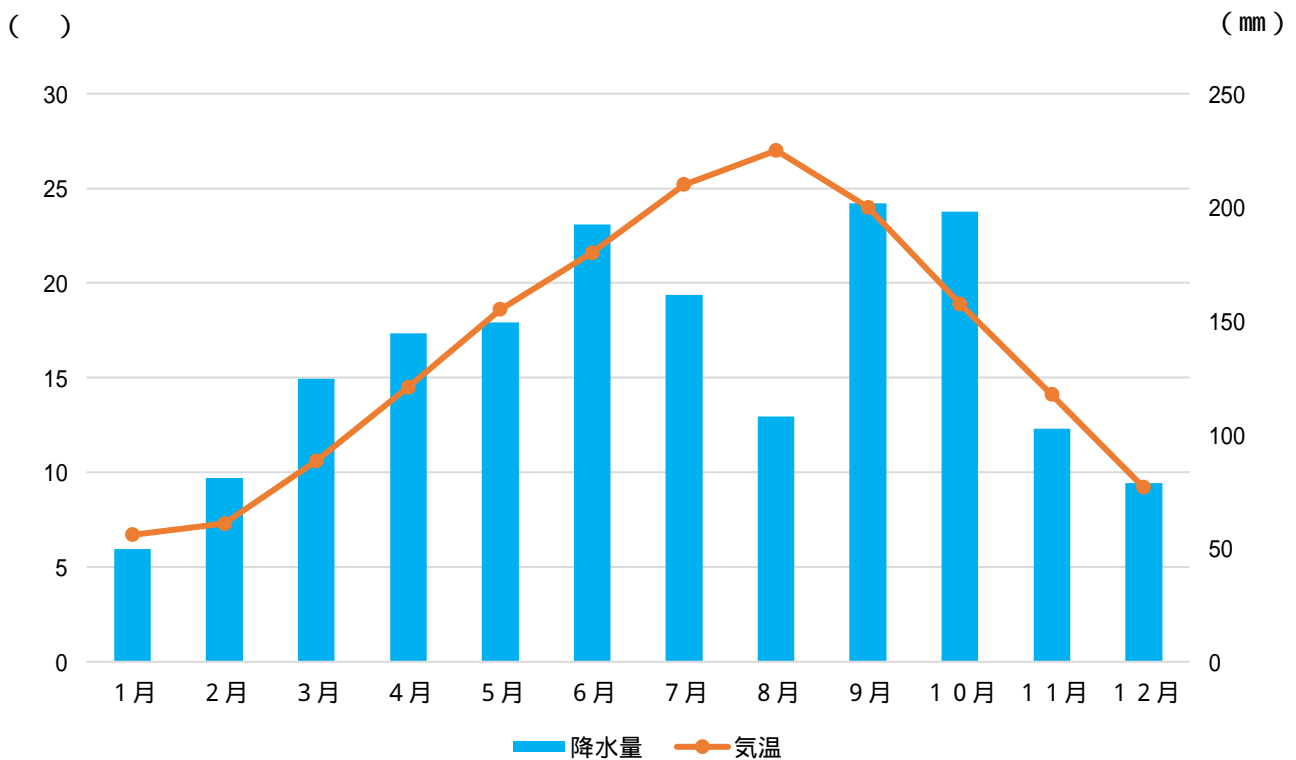
配色	分類項目	配色	分類項目	
緑	山地斜面等	黄緑	扇状地	
紫	崖	黄	谷底平野・氾濫平野	
紫	集積地形	黄緑	海岸平野・三角洲	
紫		地すべり(移動体)	黄緑	後背低地
紫	山麓堆積地形	黄緑	旧河道	
黄	台地の一般面	黄	地 湖	
黄		台地(更新世段丘面)		湖
黄		台地(完新世段丘面)	湖	湿地
黄	台地(時代未区分)	水	水部	
黄	低地の微高地	水	旧水部	
黄		河川沿いの微高地	水	農耕平坦化地
黄		砂州・砂堆・砂丘	水	
黄	天井川沿いの微高地	水	高い盛土地	
黄	凹地・浅い谷	水	盛土地・埋立地	
黄		人工地形	水	干拓地
水			改変工事中の区域	

資料：国土地理院数値地図 25000（土地条件）を加工して作成

気 候

- ・本市は太平洋気候区に属し、平成 17(2005)年から令和 6 (2024)年の 20 年間の年平均気温は 16.5 、年降水量の平均はおよそ 1,600 mm です。
- ・春から夏にかけては、南西寄りの風が多く、秋から冬にかけては北東寄りの風が多く吹きます。
- ・最寒月(1 月)の平均気温は 6.7 、最暖月(8 月)の平均気温は 27.0 です。

三浦市の月別気温・降水量・風速・風向
(平成 17(2005)年から令和 6 (2024)年)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温 (°C)	6.7	7.3	10.6	14.5	18.6	21.6	25.2	27.0	24.0	18.9	14.1	9.2
月合計 降水量 (mm)	49.6	80.8	124.5	144.6	149.2	192.5	161.4	108.0	201.7	198.0	102.6	78.5
平均風速 (m/s)	3.2	3.5	3.7	3.7	3.5	3.0	3.4	3.3	3.2	3.2	3.1	3.3
最多風向	北北東	北北東	北北東	北北東	南南西	南南西	南南西	南南西	北北東	北北東	北北東	北北東

資料：気象庁（三浦地域気象観測所）

動植物の状況

- ・本市の海岸線は、砂浜、磯、断崖、入江、岬、干潟等、多様な自然海岸が多くを占めています。これらの自然海岸では、海浜植生、塩沼地植生、海岸断崖地植生等特色のある植物群落を見ることができます。
- ・アマモやカジメ等の藻場が形成されていますが、藻場の海藻等がなくなる「磯焼け」が進んでいます。

藻場調査
 アマモ場
 海藻藻場
 特定植物群落調査
 海浜植生
 干潟調査
 干潟



資料：環境省自然環境保全基礎調査 藻場調査（2018～2020）分布地域、干潟調査（第5回）分布地域、特定植物群落（第5回）GISデータ（環境省生物多様性センター）を利用し、作成・加工（<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>）

- ・本市は、入り組んだ谷戸、変化に富んだ海岸線を持つことから、1,000種類以上の植物が生育しています。特に、海岸には本市の花であるハマユウをはじめ、ハマエンドウ、ハマダイコン、イソギク、ハマヒルガオ、ハマナデシコ、ハマカンゾウ等、多様な海浜性の植物をみることができます。また、県内で本市にしかないイズアサツキ、ハマナタマメ等の貴重な植物もみられます。
- ・入り組んだ谷戸の斜面や海に面した台地斜面には、照葉樹とも呼ばれる常緑広葉樹（タブノキ、マテバシイ、スダジイ等が中心）がみられ、温暖な本市を特徴づける植物となっています。



ハマダイコン



ハマナデシコ



イズアサツキ



ハマナタマメ

- ・動物では、ウミウ、ヒメウが越冬を目的に城ヶ島南岸の赤羽根海岸の断崖地に飛来し、留鳥として生息しているクロサギの生息地も含めて、「城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地」として、県指定の天然記念物にもなっています。
- ・江奈湾の干潟は、神奈川県で最も南に位置する干潟で、泥が底質の大部分を占めていて、湾口寄りにはコアマモの群落、湾奥にはヨシの群落が発達し、テッポウエビやチゴガ二等のエビ・カニの仲間や、貝の仲間が生息するほか、これらを餌にするコサギ、アオサギなどのサギ類やシギ・チドリ類などの鳥類が多くみられます。
- ・油壺地区等の砂浜では、6～7月の満月・新月後の数日間、満潮の2～3時間前に、クサフグが集団で産卵します。産卵場は、傾斜のなだらかな浅瀬の砂礫浜であり、メスが小石のすき間に卵を産み付け、これにオスが放精して受精が行われます。卵は4～5日後には孵化し、稚魚は海へと泳ぎでていきます。
- ・小松ヶ池は、ゴイサギやコサギなどのサギ類、オナガガモやヒドリガモ、カルガモなどのカモ類、バンやカイツブリなど多くの水鳥が飛来します。また、キセキレイやシジュウカラ、カワセミなどの野鳥も多くみられます。
- ・市中央部に位置する小網代の森には、集水域となる樹林地から湿地、干潟、海までが河川によってつながる、貴重な流域生態系が形成されています。小網代の森の多様な環境は、サラサヤンマ、ゲンジボタル、ヘイケボタル等の水生昆虫、多様なアゲハ類やアサギマダラなどを含む蝶類、アユ、ハゼ類等の魚類、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル、アズマヒキガエル等の両生類など、多様な生きものの住処となっています。夏の大潮の夜には、アカテガニが森から海へ移動し、子ども（幼生）を海に放つ姿がみられます。海と陸を行き来するアカテガニにとって、森と海のつながる小網代の森は重要な生息地となっています。



チゴガニ



ゲンジボタル



アカテガニの放仔



サラサヤンマ

- ・一方で、特定外来生物であるアレチウリの分布拡大や、アライグマやクリハラリス（台湾リス）、ガビチョウ等の生息拡大による生態系の攪乱が問題となっています。
- ・アライグマやクリハラリス(台湾リス)は、多くの農業被害を出すとともに、在来の生きものに対しての影響が懸念されています。



ガビチョウ



クリハラリス（台湾リス）

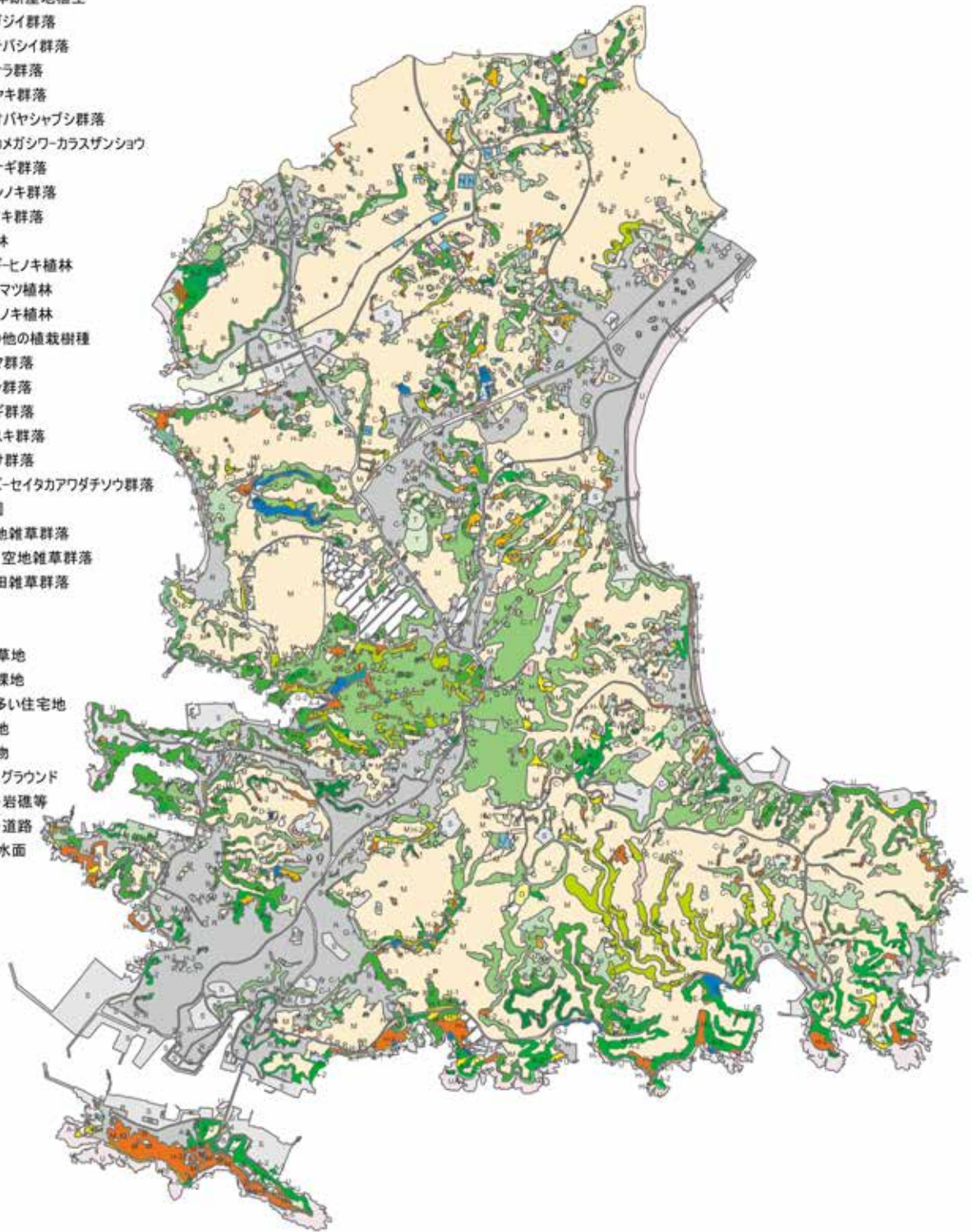
現存植生状況

- ・本市の植生は常緑広葉樹林域であるヤブツバキクラス域（クラスは植物群落分類の最も上の単位）に属しています。
- ・現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生（原生林等）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林等）となります。
- ・本市の現存植生の特徴としては、本市の地形・気候を反映して、海浜植生、塩沼地植生、海岸断崖地植生等、海辺の植生がみられる点と、自然・代償植生とも常緑広葉樹が優先する植生が多くみられることです。

凡例

植生図

- A-1. マサキトベラ群落
- A-2. ヤブツクシイタブノキ群落
- A-3. 海浜植生
- A-4. 塩沼地植生
- A-5. 海岸断崖地植生
- B-1. スダジイ群落
- B-2. マテバシイ群落
- C-1. コナラ群落
- C-2. ケヤキ群落
- C-3. オオバヤシヤブシ群落
- C-4. アカメガシワ-カラスザンショウ
- D-1. ヤナギ群落
- D-2. ハンノキ群落
- D-3. エノキ群落
- E-1. 竹林
- F-1. スギセノキ植林
- F-2. クロマツ植林
- F-3. クスノキ植林
- F-4. その他の植栽樹種
- G-1. ガマ群落
- G-2. ヨシ群落
- G-3. オギ群落
- H-1. ススキ群落
- H-2. ササ群落
- H-3. クズ-セイタカアワダテソウ群落
- I. 果樹園
- J. 耕作地雑草群落
- K. 路傍・空地雑草群落
- L. 休耕田雑草群落
- M. 畑
- N. 水田
- O. 人工草地
- P. 造成裸地
- Q. 緑の多い住宅地
- R. 市街地
- S. 構造物
- T. 公園・グラウンド
- U. 砂浜・岩礁等
- V. 鉄道・道路
- W. 開放水面



現存植生図



資料:平成 18 年度植生調査結果を航空写真、R2 都市計画基礎調査などにより、R6 に更新

緑被現況と推移

ア 緑被現況と推移

緑被地とは・緑被率とは

- 都市計画基礎調査結果より、田、畑、山林、河川・池沼等、荒地・海浜等を抽出し、これらに被われているものを緑被地として、これを緑被現況図としてとりまとめました。

緑被地	田、畑、山林、河川・池沼等、荒地・海浜等
-----	----------------------

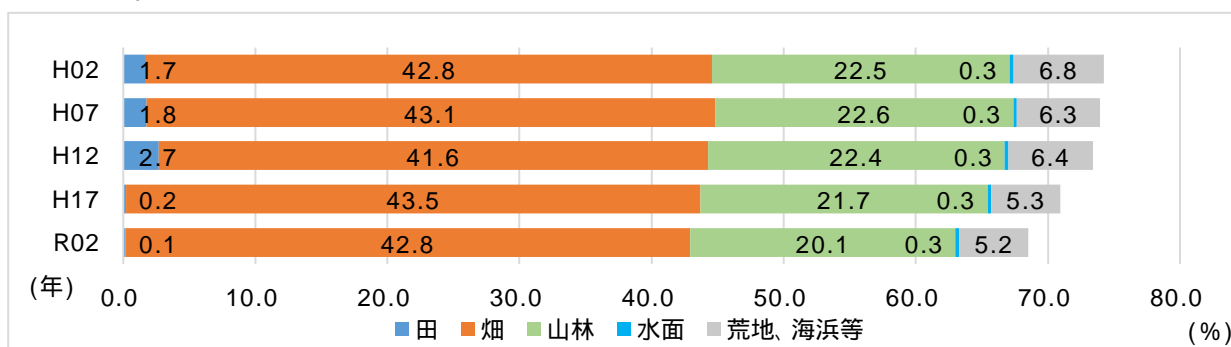
- 緑被地の面積を、地区面積に対する緑被面積の割合として指標化したものを緑被率といいます。

緑被地の現況

- 緑被現況図でみると、市街化調整区域では畑が広がる中に谷戸の斜面樹林として樹林地が形成されている様子がよくわかります。また、市街化区域内には一部にまとまった樹林が残されているほかは、樹林や畑のみどりが少なく、多くが市街地となっていることがわかります。
- なお、緑被で最も多くを占める畑は、本市の場合冬期から春期が作物栽培の主となっていることから、みどりの少ない冬期には一面に視覚のみどりを与えてくれます。一方、夏期には作物が栽培されていない場所も多く、視覚的なみどりが少なく感じることもあります。

緑被面積・緑被率の現況と推移

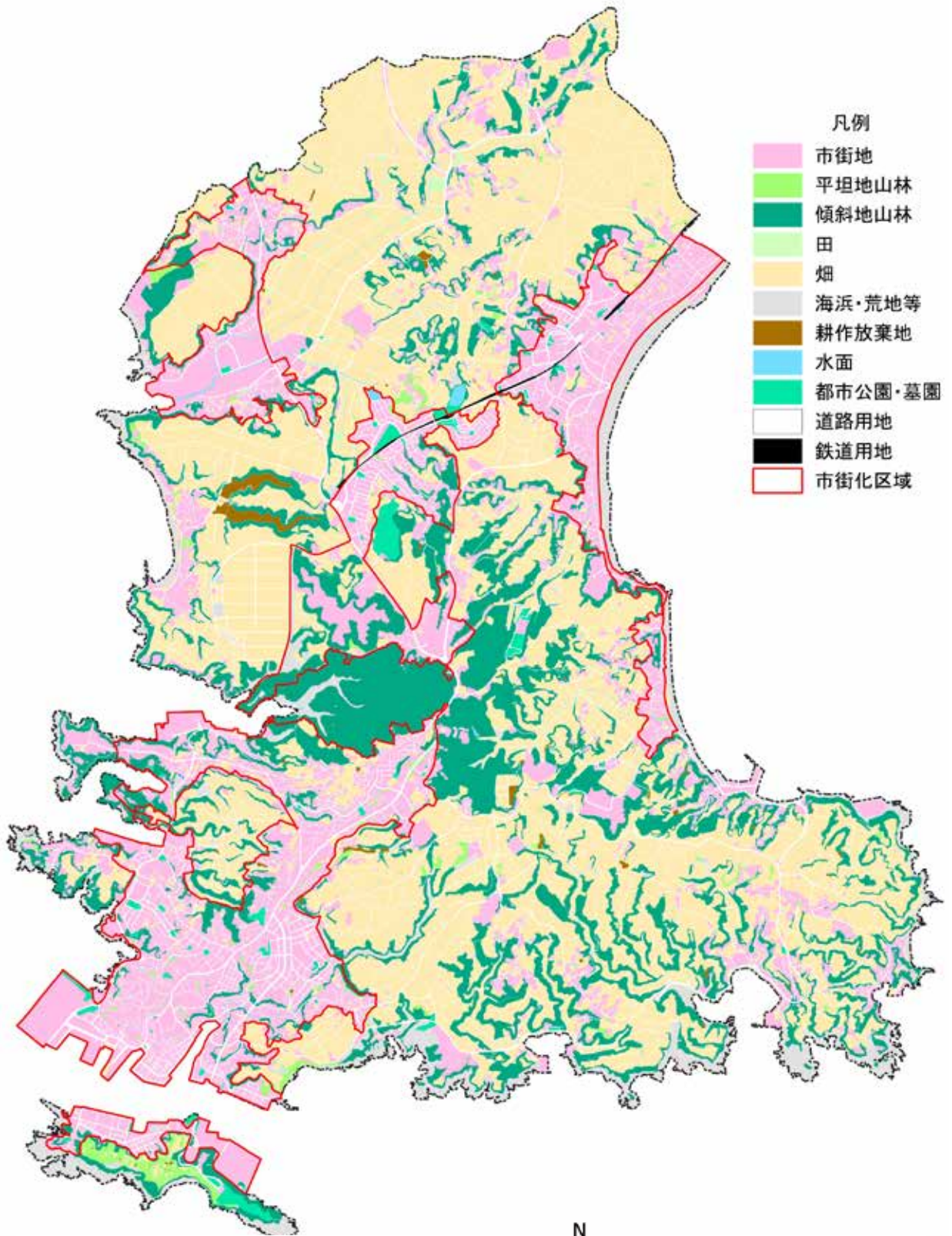
- 本市全域における緑被面積は、2,169.2ha、緑被率は69.0%です。緑被の分類別では畑が最も多く、次いで樹林となっています。
- 前計画策定時（平成17(2005)年）と比較すると、緑被面積は75.0ha、緑被率では2.4ポイントの減少となりました。緑被分類別の内訳では、山林が51.2ha、緑被率で1.6ポイント、畑が23.3ha、緑被率で0.7ポイントの減少となっています。



		田	畑	山林	水面	荒地、海浜	緑被面積	行政面積
H17 (2005)	面積(ha)	6.6	1367.5	683.4	8.0	165.5	2244.2	3144.0
	緑被率(%)	0.2	43.5	21.7	0.3	5.3	71.4	100.0
R02 (2020)	面積(ha)	4.7	1344.2	632.2	8.6	165	2169.2	3144.0
	緑被率(%)	0.1	42.8	20.1	0.3	5.2	69.0	100.0

緑被分類別緑被率の推移（市全域）

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。



- 凡例
- 市街地
 - 平地地山林
 - 傾斜地山林
 - 田
 - 畑
 - 海浜・荒地等
 - 耕作放棄地
 - 水面
 - 都市公園・墓園
 - 道路用地
 - 鉄道用地
 - 市街化区域

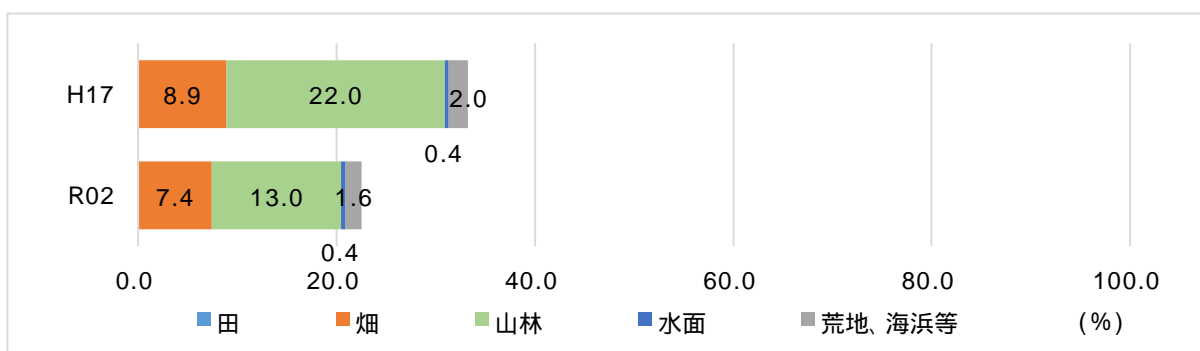
緑被現況図



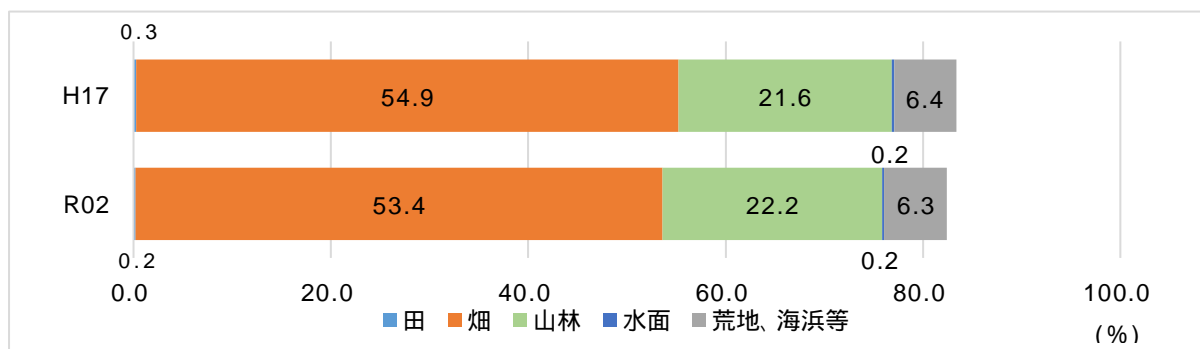
資料：R2 都市計画基礎調査の
土地利用現況データをもとに作成

イ 区域区分別緑被率現況と推移

- ・令和2(2020)年における区域区分別では、市街化区域での緑被面積は164.6ha、緑被率は22.6%です。また、市街化調整区域での緑被面積は2,004.6ha、緑被率は83.0%です。
- ・前計画策定時(平成17(2005)年)と比較すると、緑被率は、市街化区域では10.7ポイント、市街化調整区域では1.0ポイント減少しました。
- ・緑被分類別では、市街化区域では、山林が9.0ポイントの減少と最も大きくなっています。一方で、市街化調整区域では、畑が1.5ポイントの減少、山林は0.6ポイントの増加となっています。



緑被分類別緑被率の推移（市街化区域）



緑被分類別緑被率の推移（市街化調整区域）

割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、グラフの内訳の計は文章中の緑被率と一致しません。

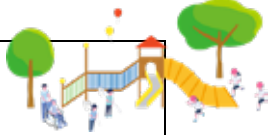
ウ 地区別緑被率現況

- ・地区別で見ると、市街化区域の緑被率はほとんどの地区で25%未満となっています。このうち、三浦海岸駅周辺や三崎下町を中心に緑被率10%未満の地区が多くみられます。一方、市街化区域のうち、農地や山林が多く残る地区や今後開発が予定されている三戸小網代地区(蟹田)等では25%を超える緑被率の地区もみられます。
- ・また、市街化調整区域では、ほとんどが80%を超える緑被率となっており、集落地周辺でも50%を超えています。

(3) 緑地の現況

- ・本計画では、数値的な目標の対象とするみどりを“緑地”として位置づけ（本計画 P4 参照）その面積を把握することにより、みどりの状況を確認しています。以下に、前計画策定時（平成 20(2008)年）からの緑地の区分ごとの面積の変化を整理します。

ア 施設緑地

施設緑地 全体	↑	(H20) 77.72ha (R6) 141.72ha	
都市公園	↑	(H20) 34.09ha (R6) 38.50ha	・都市公園は、開発に伴う街区公園の整備や名向崎緑地等の整備により微増
公共施設 緑地	↑	(H20) 23.0 ha (R6) 84.59ha	・二町谷埋め立て整備事業の中で確保されたこと、また、小網代の森が確保されたことにより大きく増加
民間施設 緑地	↓	(H20) 20.63 ha (R6) 18.63ha	・油壺マリンパークが閉館したことにより微減

イ 地域制緑地

地域制 緑地全体	↑	(H20) 1884.97ha (R6) 1885.07ha	
法による もの	↓	(H20) 1859.77ha (R6) 1858.42ha	・小網代近郊緑地特別保全地区が新たに指定 ・風致地区は平成 27(2045)年に都市計画変更が行われ減少 ・生産緑地地区も微減
協定による もの	↑	(H20) 0 ha (R6) 1.45ha	・緑地協定が 1 箇所新たに指定
条例による もの	→	(H20) 25.20ha (R6) 25.20ha	・自然環境保全地域 3 箇所（県条例）

ウ 緑地全体

三浦市 全域	↑	緑地面積	(H20) 1922.45ha (R6) 1,926.01ha
		緑地率	(H20) 61.1% (R6) 61.3%
市街化 区域	↓	緑地面積	(H20) 219.40ha (R6) 141.62ha
		緑地率	(H20) 27.6% (R6) 19.4%

エ 一人当たりの公園及び緑地(施設緑地全体)

三浦市 全体	↑	(H20) 15.55 m ² /人 (R6) 36.34 m ² /人	・H20: 50 千人 R6: 39 千人 ・小網代の森が確保された影響で大きく増加
市街化 区域内	↑	(H20) 7.13 m ² /人 (R6) 7.27 m ² /人	・H20: 41 千人 R6: 34 千人 ・人口が減少した影響で、一人当たり面積が増加

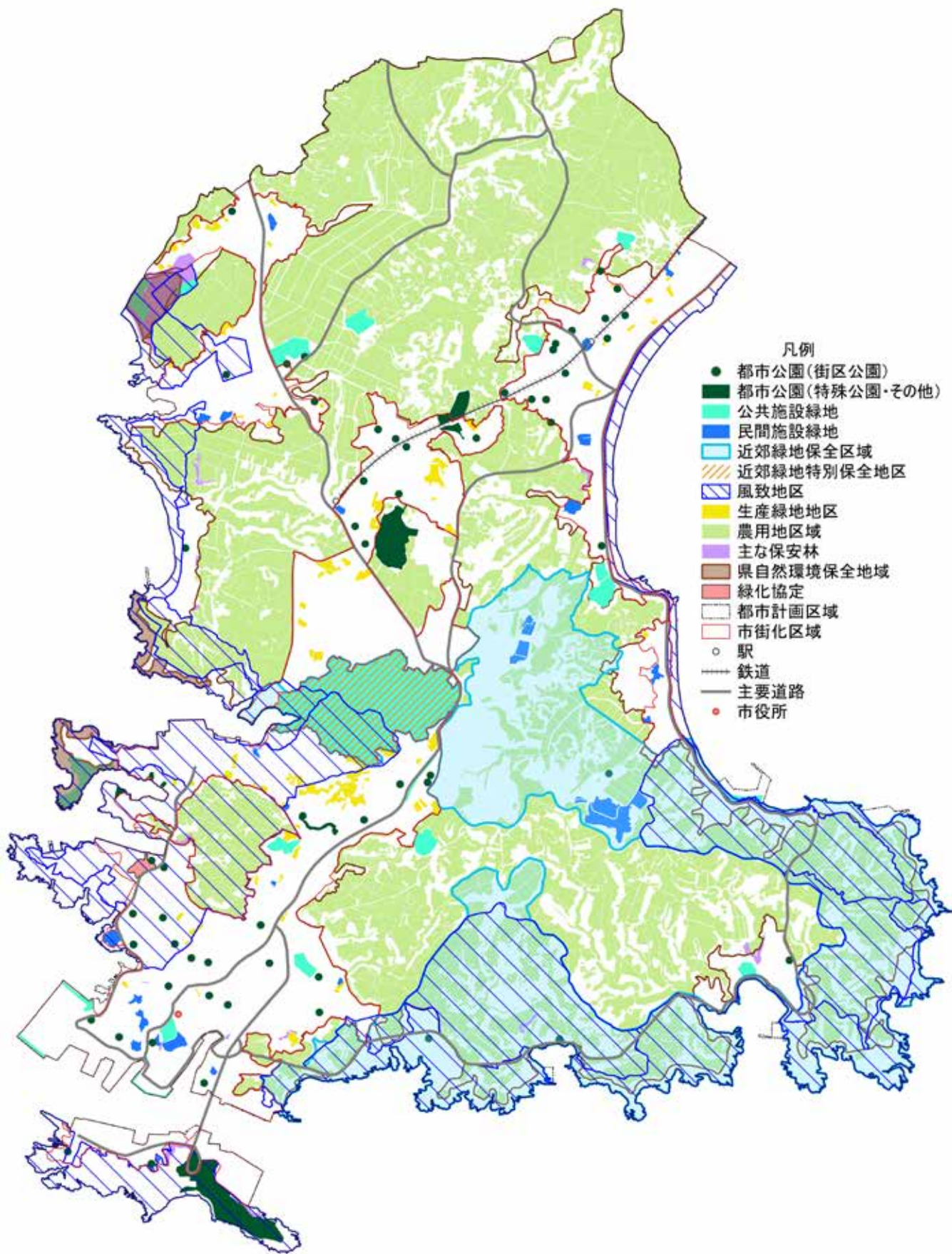
- ・  増えたもの  減ったもの  変わらないもの

緑地の現況（令和6年度末(2024年度)現在）

区分		市街化区域			都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	
施設緑地	都市公園	55	11.01	3.24	64	38.50	9.87	
	公共施設緑地	7	3.60	1.06	25	84.59	21.69	
	都市公園等	62	14.61	4.30	89	123.09	31.56	
	民間施設緑地	26	10.11	2.97	28	18.63	4.78	
	施設緑地 計	88	24.72	7.27	117	141.72	36.34	
地域制緑地	法によるもの	近郊緑地特別保全地区	0	0	-	1	65.00	16.67
		風致地区	6	163.22	48.01	6	903.80	231.74
		生産緑地地区	117	18.70	5.50	117	18.70	4.79
		その他法によるもの	2	6.70	1.97	5	1,848.80	474.05
	協定によるもの	1	1.45	0.43	1	1.45	0.37	
	条例等によるもの	-	-	-	3	25.20	6.46	
	小計	126	190.07	55.90	133	2,862.95	734.09	
	地域制緑地間の重複		69.92	-		977.88	-	
地域制緑地 計	126	120.15	35.34	133	1,885.07	483.35		
施設・地域制間の重複			3.25	-		100.78	-	
緑地総計		214	141.62	41.65	250	1,926.01	493.85	

緑地の現況（平成18年度末(2006年度)現在）

区分		市街化区域			都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	
施設緑地	都市公園	53	10.80	2.63	60	34.09	6.82	
	公共施設緑地	9	8.33	2.03	24	23.00	4.60	
	都市公園等	62	19.13	4.66	84	57.09	11.42	
	民間施設緑地	26	10.11	2.47	29	20.63	4.13	
	施設緑地 計	88	29.24	7.13	113	77.72	15.55	
地域制緑地	法によるもの	風致地区	5	197.00	48.05	5	938.20	187.64
		生産緑地地区	137	22.10	5.39	137	22.10	4.42
		その他法によるもの	4	73.42	17.91	6	1,831.54	366.31
	協定によるもの	-	-	-	-	-	-	
	条例等によるもの	-	-	-	3	25.20	5.04	
	小計	146	292.52	71.35	151	2,817.04	563.41	
地域制緑地間の重複		95.47	23.28		932.07	186.41		
地域制緑地 計	146	197.05	48.07	151	1,884.97	377.00		
施設・地域制間の重複			6.89	1.68		40.24	8.05	
緑地総計		234	219.40	53.52	264	1,922.45	384.50	



緑地現況図(令和7(2025)年)



(4) 緑化推進と自然保護の状況

緑化施策の状況

ア みどりの条例の概要

- ・三浦市みどりの条例は、本市における良好な自然環境と緑地の保全及び緑化の積極的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市民が住み良いと感じることのできるみどり豊かな生活環境の確保に寄与することを目的に平成 10(1998)年 10 月に策定されました。条例の概要は以下のとおりです。
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)の策定が義務づけられています。
- ・市長の諮問に応じ、緑地の保全及び緑化の推進についての基本的事項又は重要事項を調査審議する三浦市緑の審議会の設置が示されています。
- ・保護地区等の指定に際しては審議会に諮問し、指定した場合は告示することが示されています。また、保護地区等の管理、助言及び指導、助成、買取の申出に関する事項が示されています。
- ・緑化の推進について市長、市民、事業者の役割等が示されています。

みどりの条例による保護地区等の概要

種類	内容	規模要件	届け出が必要な行為
保全配慮区域	基本計画で自然環境保全上重要と判断された緑地	2 ha 以上	樹木等の伐採、刈取、移植及び譲渡 土地の区画形質の変更 建物その他の工作物の新築、改築 又は増築 水面の埋立て
緑の保護地区	自然的郷土的な特徴を有する一団の樹林及び防災上維持することが必要な一団の樹林	1,000 m ² 以上	
保護樹木	郷土の緑を代表する樹木で以下のいずれかに該当するもの 1.5mの高さにおける幹の周囲が 2 m 以上であること。 高さが 10m 以上であること。 株立ちした樹木で、高さが 3 m 以上であること。 はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 m ² 以上であること。		

イ 保護地区及び保護樹木の状況

- ・緑の保護地区については、現在指定はありません。
- ・保護樹木は20本が指定されています。そのうち、12本は「かまくらと三浦半島の古木・名木50選」に選定されています。



市役所本館前のスタジイ



保護樹木位置図

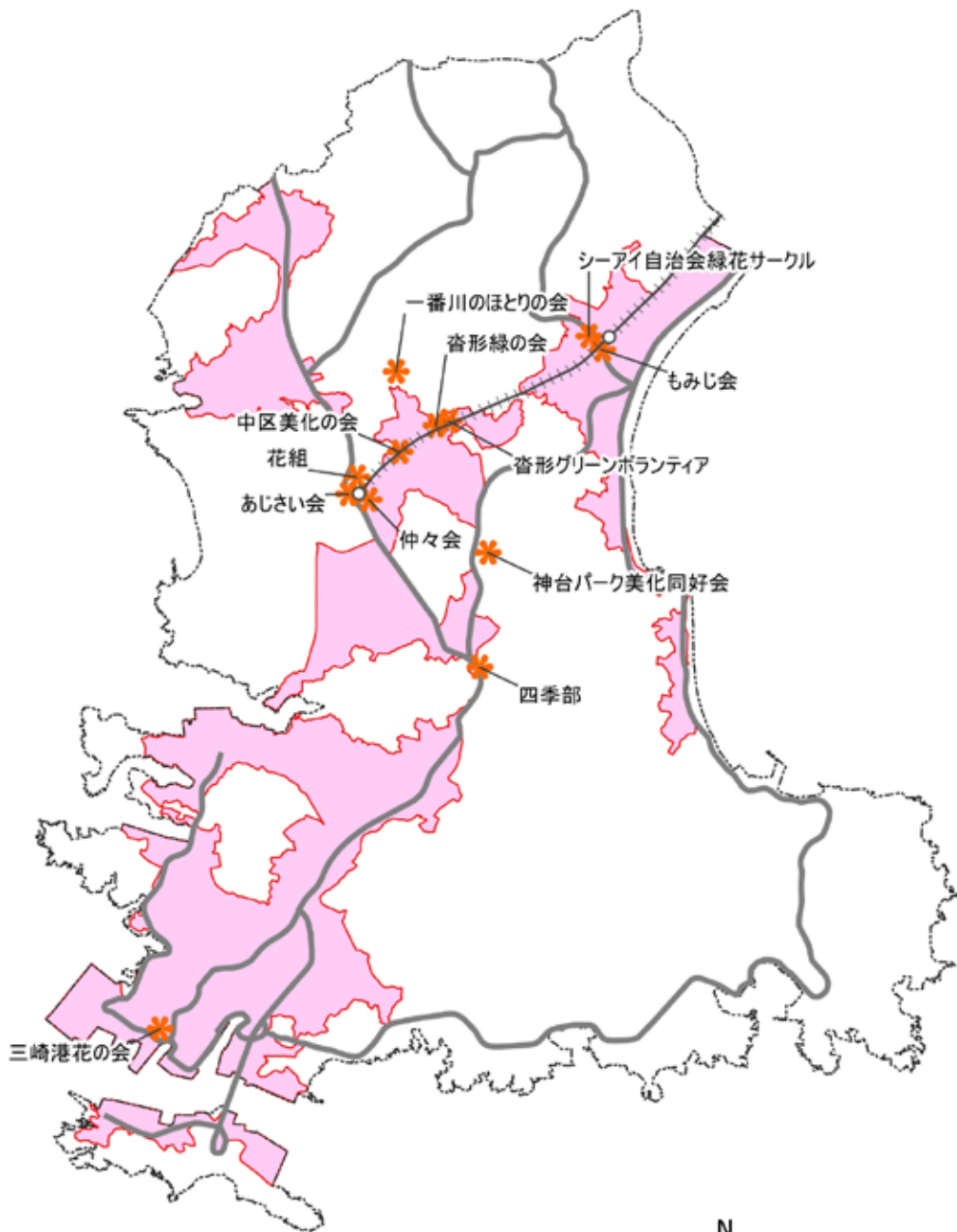


資料：庁内資料

緑化推進活動の状況

ア 花とみどりモデル事業

- ・三浦市花とみどりモデル事業とは、ボランティア団体に、道路敷等の公共的施設にある植栽帯を管理していただくものです。市では管理に必要な資材や花苗等を提供しています。
- ・植栽帯は、令和7(2025)年4月末現在 12箇所あります。それぞれの団体が工夫を凝らした美しい植栽帯が形成されているほか、会員同士や通行人との交流の場ともなっています。



花とみどりモデル事業位置図

資料：令和7年4月末現在
三浦市ホームページ

イ 公園管理団体

- ・公園の自主管理は、昭和 53(1978)年に 6 公園からスタートし、令和 7 (2025)年 9 月末時点で 30 団体が参加し、59 箇所の市管理公園・緑地及び広場のうち、45 箇所 (22,908 m²) で実施されています。
- ・公園の自主管理の内容は、除草作業 (年 2 回程度)、ごみ収集となっており、各団体に対し、作業における支援を行っています。



公園管理団体活動位置図



自然保護活動の状況

- ・海浜部や樹林地など優れた自然環境が残っている地域では、様々な団体により、自然保護活動が行われています。

(5) 市民意向の状況

- ・本計画の策定にあたり、「三浦市みどりに関するアンケート」を実施しました。
- ・令和8年度を初年度とする総合計画(基本構想・基本計画)を策定するにあたり、計画策定の基礎資料とするための「三浦市まちづくりのための市民アンケート調査」を実施しており、みどりに関する内容を整理しました。

調査内容

ア 三浦市みどりに関するアンケート

- ・調査対象者 : a みうら市民まつりの参加者
b 三浦市公式LINE登録者
- ・実施方法 : a みうら市民まつりでアンケート票に記入
又はQRコードによるWEB回答
b LINE配信によるWeb回答
- ・回収数 : 353件
- ・調査期間 : a 令和6(2024)年11月17日(三浦市民まつり当日)
令和6(2024)年11月17日~令和7(2025)年1月31日
(WEB回答)
令和7(2025)年11月16日(三浦市民まつり当日)
b 令和7(2025)年9月5日~令和7(2025)年9月19日(LINE回答)

イ 三浦市みどりに関するアンケート(子ども用)

- ・調査対象者 : 市内小学校(7校)の4年生~6年生
- ・実施方法 : QRコードによるWEB回答
- ・回収数 : 59件
- ・調査期間 : 配布~令和7(2025)年10月17日(金)
(小学校により配布時期は異なる)

ウ 三浦市まちづくりのための市民アンケート調査

- ・調査対象者 : 16歳以上で三浦市在住の方2,000人
- ・抽出方法 : 無作為抽出
- ・回収数 : 756件
- ・回収率 : 37.8%
- ・調査期間 : 令和7(2025)年3月13日~3月31日

調査結果（市民意向）の概要

ア 三浦市みどりに関するアンケート

1. あなたはみどりに関心をお持ちですか。

「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した割合が9割以上となり、関心の高さが伺えます。

2. 三浦市のみどりは十分足りていると思いますか。

「十分足りている」「まあまあ足りている」を合わせて8割弱となり、みどりは足りていると感じている方が多くなっています。

3. 三浦市域のうち何パーセントくらいをみどりが占めていると思いますか。

市域のうちみどりの占める割合は「69%以下」とする回答が8割以上です。一方で、三浦市の緑被率は69%であり、実態よりもみどりを少ないと認識していることが伺えます。

4. 三浦市にはどのようなみどりの空間が必要だと思いますか。

「みどり豊かな公園が必要」とする人が6割以上と、みどり豊かな公園が求められています。

5. 三浦市はみどりに関する取組としてどのようなことをすべきだと思いますか。

「みどりを守る、増やす、ふれあう」が4～5割程度となっています。

6. あなたにとって守りたいみどりは何ですか。（規模の大きなみどり）

「小網代の森と干潟」が7割以上です。「城ヶ島南岸とウミウの生息地」「油壺・諸磯海岸と海岸植生」がそれに次いでいます。

7. みどりがぐらしに身近になるために何が必要だと思いますか。

「みどりの保全」や「子どもがふれあえるみどりを増やすこと」などの割合が高くなっています。

8. あなたにとって守りたい身近なみどりは何ですか。

「公園のみどり」とする回答が最も高い割合となっています。

9. 身近なみどりに期待するものは何ですか。

「癒しの場」とする回答が最も高い割合となっています。

10. 新たに花やみどりを増やしたほうがいいと思われる場所はどのような場所ですか。

「身近な小公園」「大きな公園・緑地」「駅前広場」などとする回答が高い割合となっています。

11. みどりや花に関して、あなたが現在行っていること、今後行ってみたいことはどんなことですか。

「森や公園の散策」が最も高い割合となっています。



イ 三浦市みどりに関するアンケート（子ども用）

1．あなたはみどりが好きですか。

「好き」「とても好き」と回答した割合が9割以上となり、ほとんどの子どもはみどりが好きです。

2．三浦市はみどりの多いまちだと思いますか。

「わりと多い」「多い」を合わせて8割弱となり、「みどりは多いまち」と思っている子どもが多くなっています。

3．三浦市はみどりのためにどんなことをすればよいと思いますか。

「みどりを守る」が41%、「みどりとふれあう」が31%、「みどりを増やす」が28%となっています。

4．ふだんよく遊ぶところはどこですか。

「学校のグラウンド」が最も多く、次いで「小さな公園」「庭」の順になっています。

5．三浦市のみどりに期待することは何ですか。

「きれいな景色を見たい」「生きものがたくさん住める場所になってほしい」「地球の環境を守ってほしい」が多くなっています。

6．みどりや花について、あなたがしてみたいことはどんなことですか

「自宅での花植え」「森や公園のさんぽ」「野菜やくだものの収穫体験」が多くなっています。

7．三浦市の中で守りたいみどりはどこですか

「小網代の森」が最も多くなり、次いで「三浦海岸」「城ヶ島」となっています。

8．三浦市ではどこにみどりを増やしたほうがよいと思いますか。

「海の中」が29人と最も多くなり特徴的です。次いで「学校」「駅のまわり」となっています。



ウ 三浦市まちづくりのための市民アンケート調査

「自然環境の保全」に対する満足度が高くなっています。

2 計画改定の視点

(1) 前計画の振り返り

計画の達成状況の評価

前計画で示した緑地の確保目標水準に対する達成状況は以下のとおりです。

市街化区域面積に対する緑地面積の割合は目標を大きく下回りましたが、これは小網代の森を市街化調整区域へと変更したことが影響しています。

目標量	市街化区域面積 に対する緑地面積の割合	都市計画区域面積 に対する緑地面積の割合
	おおむね 25%	おおむね 62%
確保量	19% (未達成) (A)	61% (未達成) (B)

$$A = \frac{\text{令和7(2025)年の市街化区域内緑地確保量}}{\text{令和7(2025)年の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{142\text{ha}}{729\text{ha}} \times 100$$

$$B = \frac{\text{令和7(2025)年の都市計画区域内緑地確保量}}{\text{令和7(2025)年の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{1,926\text{ha}}{3,144\text{ha}} \times 100$$

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準に対する達成状況は以下のとおりです。

人口一人当たりの都市公園面積は目標を下回りましたが、これは社会・経済情勢の変化から、公園の整備量が計画を下回ったことが影響しています。

	都市計画区域人口一人当たりの 都市公園面積	都市計画区域人口一人当たりの 都市公園等面積
目標量	16.5 m ² /人	33.7 m ² /人
確保量	9.9 m ² /人 (未達成)	31.6 m ² /人 (未達成)

参考

< 都市公園法施行令・三浦市都市公園条例 >

・ 都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 m²以上とする。

< 事例 > 一人当たりの都市公園面積

・ 国 …… 5.81 m² (R4(2022)神奈川県における都市公園面積及び一人当たり都市公園面積の推移)

・ 神奈川県 …… 10.80 m² (R4(2022)神奈川県における都市公園面積及び一人当たり都市公園面積の推移)

施策の実施状況の評価

ア 第3章 三浦市のみどりづくり施策の実施状況

施策の実施状況について、実施できたものを○、実施したものの今後は見直しが必要なものを○、対応したが具現化できなかったものを△、未実施を×として評価しました。

「1 海と大地のみどりを守る」に関連した施策の実施状況

・「海沿いのみどりを守る」や「谷戸と里山林を守る」などにおいて、市民や関係機関との協力のもと施策が実施されています。一方で実施したものの見直しが必要なものも多く、今後は、みどりを取り巻く状況の変化に対応しつつ、継続的な取組が望まれます。

施策の方向	施策方針		個別施策	実施状況
(1) 海の保全・活用軸における保全	海沿いのみどりを守る	1	自然海岸の保全	
		2	海岸林・断崖地植生等の保全	
		3	海浜動植物の保全対策の推進	
		4	干潟・アマモ場の保全	
		5	海辺の活用と利用調整	
		6	海岸美化の推進	
		7	施設整備時の海岸景観への配慮	
(2) 大地の連携軸における保全	谷戸と里山林を守る	8	谷戸・里山林等の連続性の確保	
		9	小網代の森の保全・活用	
		10	みどりの条例の保護地区等の活用	○
		11	市民緑地制度の導入推進	○
		12	社寺林等の保全	
		13	集落地景観の保全	
		14	市民協働による谷戸・里山林の維持管理	○
		15	多自然川づくりの推進	○
	農地を守る	16	農地景観の保全・創出	
		17	生産緑地地区の保全・活用	○
(3) 街の緑化軸における保全	市街地のみどりを守る	18	まちなかの斜面樹林等の保全	○
		19	まちなかの樹木の保全	
	歴史あるみどりを守る	20	社寺境内の緑地としての活用	○
		21	遺跡の保存・活用	○
	みどりを復元する	22	開発時のミティゲーションの実施	○
(4) 生物種の保全	生息情報を充実する	23	現存植生図の充実と活用	○
		24	動植物生息調査と情報の蓄積	○
	動植物を守る	25	松枯れ被害対策の検討	○
		26	特定外来生物対策の推進	
		27	自然植生と園芸植物の利用調整の検討	○

「2 街の緑化を推進する」に関連した施策の実施状況

- ・「多様な公園づくりを進める」や「みどりの公共施設づくり」「民有地へのみどりづくり」において施策を実施したものの見直しが必要なものが多く、今後は、みどりを取り巻く状況の変化に対応しつつ、施策内容を検討する必要があります。

施策の方向	施策方針		個別施策	実施状況
(1) フラワーロードづくり	フラワーロードづくりを進める	28	フラワーロード事業の推進	
		29	道路緑化の推進	○
		30	遊歩道、散策ルートづくりの推進	
	交通拠点の緑化を進める	31	駅周辺の緑化推進	
		32	主要バス停留所等の緑化推進	○
(2) 身近な公園づくり	公園を手づくりする	33	市民協働による公園の維持管理の推進	○
		34	指定管理者制度の活用	
		35	公園リニューアルの推進	○
		36	市民協働による公園づくりの推進	
		37	公園の利用管理	
	多様な公園づくりを進める	38	ユニバーサルデザインの公園づくり	
		39	防災・防犯に配慮した公園づくり	○
40		景観や生きものに配慮した公園づくり	○	
(3) みどりの港町づくり	みどりの港町づくりを進める	41	漁港と周辺地区の緑化推進	
		42	マリーナの緑化推進	○
		43	埋立地の緑化推進	
	灯台を活用する	44	灯台の活用推進	
(4) みどりの公共施設づくり	公共公益施設の緑化を進める	45	主要公共施設の緑化推進	
		46	エコスクール整備の検討	○
		47	公営住宅の緑化推進	○
		48	市民協働による公共施設緑化の推進	○
	みどりの小拠点づくりを進める	49	ポケットパーク、休憩施設の整備推進	○
		50	まちなかビオトープづくり	×
51		のり面緑化の推進	○	
(5) 民有地へのみどりづくり	地区ぐるみでみどりのまちづくりを進める	52	地区の花木と緑化ガイドライン制定の推進	
		53	緑地協定等の締結推進	○
		54	オープンガーデンの推進	○
		55	生垣化、接道部緑化の推進	○
	多様な民有地緑化を推進する	56	共同住宅等の多様な緑化の推進	○
		57	フラワーポット等による緑化の推進	
		58	路地裏緑化(植木鉢緑化)の推進	×

「3 人がみんなで取り組む」に関連した施策の実施状況

- ・市民や関係機関との協力のもと、概ね取組が進められています。「コンクール・表彰等の実施」「グリーンバンクの設置」「基金の積み立て推進」などについては、内容の見直しが必要であり、みどりを取り巻く状況の変化に対応しつつ、施策内容を検討する必要があります。

施策の方向	施策方針		個別施策	実施状況
(1) 連携を強化する	市民と行政の連携を強化する	59	緑の市民会議の開催	
		60	みどりの活動団体等の支援・育成	
		61	学校との連携の推進	
	関係機関との連携を強化する	62	関係機関との連携と事業の推進	
(2) 普及・啓発を進める	学習の場を設ける	63	エコツーリズムの推進	
		64	緑化教育の推進	
		65	園芸講座の開催と自然観察会の支援	
		66	スカベンジ活動の推進	
	緑化意識を広める	67	広報・ホームページの活用	
		68	マスコミ等への情報提供	
		69	コンクール・表彰等の実施	○
		70	市の木、市の花、市の鳥の普及	
		71	緑化推奨木の普及	
(3) 制度を充実する	支援制度の充実を図る	72	市民協働のルール化と活動支援	
		73	グリーンバンクの設置	
		74	助成金制度等の充実	
	基金を活用する	75	基金の積み立て推進	
		76	基金の活用推進	
	条例の充実を図る	77	みどりの条例の見直し	
		78	まちづくり条例の制定推進	
		79	景観計画・条例の制定推進	

イ 第4章 みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針の実施状況

1 重点的に地区のみどりの保全に取り組む

- ・小網代近郊緑地特別保全地区が指定され、保全を図りました。
- ・保全配慮地区については、継続した取組が望まれます。

施策方針	個別施策		実施状況
特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区の保全方針	近郊緑地保全区域内で特に保全の必要性が高いもの	小網代近郊緑地特別保全地区	
	保全配慮地区内の自然地で特に保全の必要性が高いもの	指定なし	
保全配慮地区の保全方針	みどりの保全配慮地区別保全方針	江奈湾周辺	○
		油壺周辺	
	海辺の保全配慮地区別保全方針	東京湾沿岸	○
		相模湾沿岸	○

2 重点的に地区の緑化推進に取り組む

- ・入江地区、三戸小網代地区、引橋地区においては、概ね取組が実施されています。
- 今後の方向性については、あらためて検討が必要です。

施策方針	個別施策		実施状況
緑化重点地区の緑化方針		三浦海岸駅周辺	
		三崎口駅周辺	
		入江	
		三戸・小網代	
		引橋	
		三崎下町・城ヶ島北部	
緑化地域の方針		緑化重点地区で必要性が高いもの(指定なし)	

3 重点的に道路の緑化に取り組む

- ・重点緑化道路については、植栽帯についてフラワーロード事業が実施されています。また、関東ふれあいのみちの維持保全やPRが実施されており、今後も継続・発展した取組が望まれます。

施策方針	個別施策		実施状況
重点緑化道路づくりの方針		国道134号、県道26(未供用の三浦縦貫道路含む)、214、215、216号、都市計画道路城ヶ島線、市道14・132、35号線	
主要遊歩道づくりの方針		関東ふれあいの道、その他遊歩道	

計画策定に向けた課題の整理

ア 環境保全機能

- ・市の外周を囲む自然海岸とそこに形成される貴重な海浜植生、その背後の斜面樹林、海からつながり台地に複雑に入り込む谷戸の斜面樹林が特に重要なみどりとなっています。これらを保全し、みどりの連続性を確保することが望まれます。
- ・緑被率は約 69.0%と、みどりの現存量は多いものの、その多くは代々農業に従事してきた方々が、営農することによって保全されてきた農地によって構成され（42.8%）、樹林地は少なくなっています（20.1%）。
- ・農業は本市の基幹産業の一つであり、首都圏への食糧供給基地としての役割を持っています。一部で農地造成等での自然環境保全との調整が課題となっています。
- ・樹林、河川、湿地、干潟、海が集水域として一体的につながる小網代の森は、三浦半島の貴重なみどりの拠点の一つとして、近郊緑地特別保全地区に指定されています。神奈川県、三浦市、（公財）かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議が連携しながら保全を図っており、今後も継続・発展させることが望まれます。
- ・県内三大干潟に位置づけられる江奈湾の干潟については、三浦半島の貴重なみどりの拠点の一つとして、有効な保全策を講ずることが必要です。
- ・多くの団体が自然保護のために活動しており、これらの団体との連携を進める必要があります。

イ レクリエーション機能

- ・市民に身近な街区公園については、市街地開発と同時に整備されたものの多くが 20 年以上を経過し、施設の老朽化が目立っています。また、高齢化の進展に伴い、誰にでも利用しやすい機能の公園が求められています。今後策定される、公園長寿命化計画に基づき、計画的で効率的な維持管理が求められます。
- ・近年続いた景気低迷の影響により、本市の財政事情も悪化し、公園整備、維持管理について十分な予算を確保することが難しい状況にあります。引き続き、予算の確保に努めるとともに、これを補完するため市民協働による公園の維持管理体制の強化や指定管理者制度の導入等の民間活力の活用等を図る必要があります。
- ・海水浴、マリンレジャーをはじめとする海洋レクリエーションの場となる海浜のみどりがあり、これが本市の魅力を形成しています。しかし、過剰なレクリエーション利用による海浜植生への影響等との調整が必要です。
- ・今後も魅力ある拠点形成等による観光振興が計画されており、事業に際しての自然環境への配慮と魅力となる緑化の推進が望まれます。

ウ 防災機能

- ・自然災害の頻発化・激甚化により人々の防災意識は高まり、防災に関する様々な取組の一つとして、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災の取組などが望まれます。
- ・市街地の防災性を維持している斜面樹林や防災空地となる農地等のみどりについては、その機能が維持されるよう保全を図っていく必要があります。
- ・既設の公園については、災害発生時にその防災機能を高めていく必要があります。

エ 景観形成機能

- ・三浦市景観計画が策定され、「ふるさと三浦」の魅力ある景観を守り、育み、後世に伝えるための取組を今後も継続・発展させることが望まれます。
- ・街路樹による道路緑化は多くないものの、三浦市花とみどりモデル事業等市民協働によるみどり豊かなまちづくり活動が市内各地に展開されており、今後もその活動を推進することが必要です。
- ・三浦らしい風景を形成する照葉樹林（常緑広葉樹）のみどりや農地景観の維持・保全を図ることが重要です。
- ・三浦海岸駅周辺や三崎下町の商業地や工業地のみどりは、全般的に不足しており、また、駅前広場等の緑化要望も高いことから、みどりや花によるまちのイメージアップを図ることが求められています。
- ・海岸線は、基本的に全て風致地区に指定されており、豊かなみどりが保全されています。



岩堂山より眺めた宮川地区

(2) みどりを取り巻く社会動向、上位計画及び関連計画の整理

みどりを取り巻く社会動向、上位計画及び関連計画等により様々な言葉が生まれています。主な言葉について、以下に解説します。

これらの内容を踏まえながら、本市のみどりの課題への対応を図るとともに、計画の見直しを検討します。

みどりを取り巻く社会動向

まちづくりGX

- ・まちづくりGX (Green Transformation) とは、地球的・国家的規模の課題である、「気候変動への対応 (CO₂の吸収、エネルギーの効率化、暑熱対策等)」や「生物多様性の確保 (生物の生息・生育環境の確保等)」に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた「Well-being の向上 (健康の増進、良好な子育て環境等)」の社会的要請に対応するための取組のことです。
- ・本計画においては、これらの課題に対し大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組等を進める必要があります。

SDGs 達成への貢献

- ・「持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals)」達成へ貢献するため、本計画に基づく取組は、目標 11 (住み続けられるまちづくりを)、目標 13 (気候変動に具体的な対策を)、目標 14 (海の豊かさを守ろう)、目標 15 (陸の豊かさを守ろう)、目標 17 (パートナーシップで目標を達成しよう) 等と特に関係が深く、SDGs の達成への貢献を目指した取組を進める必要があります。

グリーンインフラの推進

- ・グリーンインフラ (Green Infrastructure) とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。本計画においてもグリーンインフラを推進する取組を進める必要があります。

生物多様性の保全

- ・本市には、変化に富んだ海岸線に生育する海浜植物や谷戸のみどりなど、貴重な動植物が確認されるとともに、多様な生物の生息空間が形成されています。
- ・一方で、アライグマ等の外来生物による生態系の攪乱が生じています。本計画においても、生物多様性の観点からみどりの保全について対応を図る必要があります。

アフターコロナ・ウィズコロナを経た市民意識の変化

- ・新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性として、公園や緑地などのオープンスペースが、健康維持やストレス解消の場として再評価されました。
- ・本計画においても、人々の意識の変化を踏まえて、公園や緑地などのオープンスペースの確保や有効活用についても進める必要があります。

法改正

都市緑地法の改正

- ・平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度には、市民緑地認定制度の創設や、緑地の定義へ農地が明記されました。
- ・都市公園の管理の方針や生産緑地地区内の緑地の保全の項目について、緑の基本計画への記載事項の追加がありました。
- ・令和 6 (2024)年度には、国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、みどりと調和した都市環境整備への民間投資の呼び込みが定められました。

都市公園法の改正

- ・平成 29(2017)年度に公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設、PFI 事業の設置管理許可期間の延伸、保育所等の占用物件への追加、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持修繕基準の法令化等がありました。

生産緑地法の改正

- ・平成 29(2017)年度に「生産緑地」に関する要件が緩和されました。また、指定から 30 年が経過した生産緑地を所有者等の意向を基に市が特定生産緑地に指定することが可能となりました。

特定生産緑地...生産緑地として 30 年を経過した後でも、従来の生産緑地の規制や優遇を継続する制度。市が指定するものであり、指定期間は 10 年間。

都市計画法の改正

- ・平成 29(2017)年度に改正され、新たな用途地域として田園住居地域が創設されました。

上位計画及び関連計画

神奈川県計画

かながわ都市マスタープラン

- ・「半島のみどりと海に調和し、生き生きとした都市づくり」を都市づくりの目標とし、「三浦半島都市圏域」では、魅力的な地域資源の保全・再生を図るとともに、水やみどりと共生した都市的環境を創造することで、人々がうるおいをもって快適にらせるようにするとともに、首都圏や海外からも多くの人々が訪れる「公園」のような、交流が活発な都市づくりを目指す、とされています。



三浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」の実現に向けて、集約型都市構造の実現に向けた都市づくり 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり 広域的な視点を踏まえた都市づくりを進めることとしています。

かながわ生物多様性計画 2024-2030

- ・かながわ生物多様性計画 2024-2030 は、広域緑地計画の内容を含む県レベルの広域的なみどりの施策を定めた「神奈川みどり計画」を継承する計画です。
- ・三浦半島エリアでは、三浦半島に残された自然を保全するため、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除などの取組を進めることとしています。



三浦半島公園圏構想

- ・三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指すとされています。



三浦市の計画

三浦市総合計画

- ・将来像「ともにつくる 市民が主役の都市 あたらしいみうら」の実現に向け
「ひと」がつながり、健やかな未来を育む 都市」
- 「地域の活力と快適な「まち」づくりが安心をもたらす 都市」
- 「地元の恵みとみんなの強みが明日の「しごと」を創る 都市」
- 「豊かで美しい「自然」環境が人々とともにある 都市」
を施策大綱として定めています。

三浦市都市計画マスタープラン

- ・「豊かな自然環境を活かし共生するまち みうら」
の実現に向けて、本市の『資産』を継承・活用し、
人々を惹きつける魅力や地域活力を創出する
都市づくり(『資産』の継承・活用) コンパクト・
プラス・ネットワークによる住みやすく持続
可能な都市づくり(都市構造) 暮らしや産業を
支える、安全・安心で快適な都市づくり(安全・
安心、都市環境)を都市づくりの目標としています。

コンパクト・プラス・ネットワーク...人口減少と高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。



三浦市景観計画

- ・三浦市景観計画は、「ふるさと三浦」の魅力ある景観を守り、育み、後世に伝えるため景観形成を担う全ての主体の協働による景観まちづくりを進めることを基本理念に、取組が進められています。



(3) 計画改定の視点

本市のみどりの概況と、これまでの取り組みの評価、みどりの課題を踏まえるとともに、社会動向や上位関連計画の方向を見据え、計画改定の視点を以下のように整理します。

1 三浦市の特徴となる豊かで貴重なみどりの保全継続

【みどりの概況】

- ・自然海岸、台地を刻む谷戸などの多様な環境から、豊かなみどりや生きものが存在。
- ・市全体の緑被率は69%で微減傾向。そのうち農地（畑）が約43%と多くを占める。
- ・市全体の緑地率は風致地区や農振農用地等地域制緑地の減少があるものの、小網代の森や都市公園の整備等により微増傾向。
- ・海や農地の広がる特徴的な美しい景観が広がる。

【計画の振り返り】

- ・小網代の森を近郊緑地特別保全地区として保全。
- ・近郊緑地保全地域、風致地区、県自然環境保全地域などにより保全。
- ・県や自然保護団体等と連携した取組を実施。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・都市緑地法の改正により、農地は緑地として保全や活用を図ることが必要。
- ・グリーンインフラを推進し、自然環境の有する多様な機能の活用が必要。
- ・生物多様性の保全への取組が必要。
- ・三浦市景観計画により、景観形成のための取組が図られている。

▶海と大地の織りなす本市の貴重なみどりの保全。

▶小網代の森等のみどりの保全活動の継続・発展。

▶本市の特徴となる豊かな農地の保全・活用。

▶海や里山、農地など美しい景観の保全。



2 子どもから高齢者まで、人々の交流を生み出すみどりの創出と活用

【みどりの概況】

- ・開発提供公園等により、都市公園は微増傾向。

【計画の振り返り】

- ・市民意向調査では、みどり豊かな公園が欲しいとする意見が多い。
- ・花とみどりモデル事業や公園管理など市民協働の取組を実施。
- ・前計画では、「街の緑化を推進する」に係る施策について実施状況が低評価。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・総合計画において、「豊かで美しい「自然」環境が人々とともにある都市」が政策大綱として定められている。
- ・引橋地区をはじめ様々なまちづくりが計画されている。
- ・三浦市こどもまんなか市民会議から「人と人との交流を増やす」、「自然を活かした体験」、「SNSで魅力を発信」等が提案されている。

▶引橋地区や三崎漁港周辺、城ヶ島西部地区など、まちづくりと合わせた魅力的なみどりの創出と活用。

▶子どもから高齢者まで多様な人々が交流するみどりの創出と活用。

▶みどりのPRやみどりに親しむ活動の展開。



3 身近にみどりにふれあえる空間の確保

【みどりの概況】

- ・市全体の緑被率は 69%だが、市街化区域では、約 23%と低い。
- ・市街化区域における一人当たり都市公園面積は約 3.2 m²/人と低い。

【計画の振り返り】

- ・市民意向調査では、実態よりもみどりを少ないと認識している。
- ・花とみどりモデル事業や公園管理など市民協働の取組を実施。
- ・前計画では、「街の緑化を推進する」に係る施策について実施状況が低評価。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・都市緑地法の改正により、都市公園の整備及び管理の方針について記載が必要。
- ・都市緑地法の改正により、民間が緑地空間を確保する制度が創設。
- ・都市公園法の改正により、民間等とも連携し公園の魅力を引き出すことが重要。

- ▶ 身近な公園や広場の整備。
- ▶ 身近な公園や広場でのイベント開催など、みどりを活かす管理運営。
- ▶ 市街地における緑化の推進。



4 みどりを活かした防災まちづくり

【みどりの概況】

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が広く指定されている。
- ・三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）は、防災活動の中心的な公園として活用が図られている。

【計画の振り返り】

- ・防災・防犯に配慮した公園づくりは、公園の新設やリニューアルがなく実施していない状況。
- ・前計画では、現在との災害意識の違いから、防災の観点からの記載が少ない状況。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・気候変動等の影響により、災害が頻発化・激甚化。
- ・グリーンインフラを推進し、自然環境の有する多様な機能、防災機能の活用が望まれる。

- ▶ 森林や農地等、みどりの保全による防災まちづくり。
- ▶ 道路や公園、市街地内及びその周辺の農地等の防災空間としての確保。



5 みどりのための、市民や事業者等との連携

【みどりの概況】

- ・ 県や自然保護団体等と連携した取組が実行されている。
- ・ 花とみどりモデル事業や公園管理など市民協働の取組が進められている。
- ・ 緑の市民会議が開催されるなど、市民や活動団体との取組が進められている。

【計画の振り返り】

- ・ 前計画では、「人がみんなで取り組む」に係る施策について、実施状況が高評価、継続・発展させた取組が必要。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・ 都市公園法の改正により、民間等とも連携し公園の魅力を引き出すことが重要。
- ・ 都市緑地法の改正により、民間が緑地空間を確保する制度が創設。

- ▶ 県や自然保護活動団体等、関係団体との連携。
- ▶ 観光や福祉、教育等他分野との連携。
- ▶ 公園や緑地空間の整備や維持管理、マネジメントにおける市民や民間事業者との連携。



6 計画の進行管理の実施

【みどりの概況】

- ・ 緑被率は微減傾向、緑地率は維持から微増傾向。
- ・ 緑地の量は把握できているが、質の向上についても取組が必要。

【計画の振り返り・課題の整理】

- ・ 前計画では、施策により実施状況にばらつきがみられる。
- ・ 前計画では、計画の適時見直し等が位置づけられておらず、振り返りがなされていない。

【社会動向・上位計画及び関連計画の方向性】

- ・ 都市緑地法運用指針において、「基本計画は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実に努めることが望ましい」と示されている。

- ▶ 現行計画の実施状況の評価に基づく施策の見直し。
- ▶ 計画の進行管理の仕組みの構築。

